鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第１４４号）新旧対照表　第４７条関係

改正後

○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日

鳥取市条例第１４４号

第１条　～　第１７条（略）

別表第１（略）

別表第２（第４条、第６条関係）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、ジュノー観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	16,500円
		和室１	4,600円
		和室２	4,600円
		天体観測室	4,600円
	パラス観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	16,500円
		和室１	4,600円
		和室２	4,600円
		洋室	4,600円
		天体観測室	4,600円

備考

１　観測所を使用する者は、共有部分、和室１、和室２及び天体観測

改正前

○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例

平成１６年９月３０日

鳥取市条例第１４４号

第１条　～　第１７条（略）

別表第１（略）

別表第２（第４条、第６条関係）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、ジュノー観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	16,300円
		和室１	4,500円
		和室２	4,500円
		天体観測室	4,500円
	パラス観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	16,300円
		和室１	4,500円
		和室２	4,500円
		洋室	4,500円
		天体観測室	4,500円

備考

１　観測所を使用する者は、共有部分、和室１、和室２及び天体観測

室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。 （１）　観測所を３名以下で使用する場合　和室１又は和室２のいずれか１室 （２）　天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合　天体観測室 ２　使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。	室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。 （１）　観測所を３名以下で使用する場合　和室１又は和室２のいずれか１室 （２）　天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合　天体観測室 ２　使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。